



おい！くじらぐも

Vol.30 2023年（令和5年）12月号

発行人：(福)健翔会 相談支援センターくじらぐも

所在地：埼玉県行田市小見1141番地1

TEL:048-580-3634 FAX:048-554-8814

MAIL:kujiragumo@kenshokai.net

発行責任者：くじらぐも センター長 細川竜太

福祉サービスを利用するためには「くじらぐも」が作る『サービス等利用計画』が必要です。

「くじらぐも」は障害者総合支援法により、障害者・障害児に対し相談支援事業を提供する健翔会の第4号事業所です。

今年もお世話になりました。一期一会の大切さを痛感した1年でした。来年もどうぞよろしくお願いたします。



屋内業務なので、天候の影響を受けにくい安定した就労環境が魅力です。



栽培の様子です。栽培できる植物は葉物やハーブを中心に50種類以上あります。



播種、トレー洗浄、間隔広げ、加工・袋詰めなどの業務工程を行います。定着サポーターや栽培技術指導者が安心して働ける環境作りを支援します。

『障害者雇用をすすめる特例子会社とは？』

～障害者枠で働くこととの違い～

前号で少しお知らせした特例子会社についてご紹介します。2023年現在、民間企業の事業主には、障害者雇用率2.3%の達成が義務つけられています。これは、43.5人以上の従業員を抱える企業においては、最低でも1人の障害者を雇用することになります。この障害者雇用率は、事業主ごとに義務付けられており、たとえ親会社や関係会社であったとしても、別個として考えなければなりません。そのため、親会社は親会社で、子会社は子会社で障害者雇用率を達成する必要があります。しかし、特例子会社は、一定の要件を満たしたうえで厚生労働大臣の認可を受けると、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所とみなすことが可能です。つまり、特例子会社で雇入れた障害者の人数は、親会社の障害者の人数と合算して障害者雇用率を算定することが可能になります。

障害者が就労するとき、企業における障害者雇用枠という選択肢もあります。障害者雇用枠での就労は、障害をオープンにしながら就労でき、企業からの合理的配慮の提供を受けることができます。しかし、障害者雇用枠で採用できる人数は限られているため、必然的に障害のない従業員のなかで働くこととなります。そのため、法改正によって合理的配慮が受けやすくなったといっても、障害特性への理解や配慮が不足している可能性もあるでしょう。一方、特例子会社では、最初から障害者雇用に特化した設備や仕組みが用意されており、共に働く従業員も障害者が多くなります。上司など指導する立場にいる人も、障害への理解や知識を備えているため、障害者は安心して働くことができます。

今回、見学に行った「いぶき園北本」は、駅周辺でアクセスも良く、屋内農園で空調完備なので、熱中症の心配もない快適な環境で働くことができます。天候の影響を受けにくく1年を通して安定した作業量を確保できており、リズムを崩すことなく長続きしやすい就労環境です。興味のある方は、くじらぐもまでご連絡ください。より詳しい情報提供をさせていただきます。

<12月のトピックス>

休日に両親を駅まで送る都合があり、きっぷ売り場で並んでいた時のことです。2台並ぶきっぷ自動販売機には、外国の方が買い方に苦戦している様子。そうすると、隣の自動販売機にいた若者がその外国の方に声を掛けました。「どこまで行きたいの？」外国の方は、片言の日本語で「新宿まで2人」と答え、その若者が買い方を教えていました。その若者は見た目20歳前後。私の長男と同じぐらいです。その優しさに胸がジーンとしたのと同時に、ふと長男に会いたくなった休日の出来事でした。